

# 東員町介護予防・生活支援サービス事業

【令和6年4月1日現在】

## ◆通所型サービス

名 称	通所介護	いきいきふれあい教室	認知症予防	運動機能向上
	現行相当	住民主体によるサービス B	短期集中型サービス C	
日 時	事業所ごとに規定	「いきいきふれあい教室」 登録事業所一覧	火・木 10:00～12:00	月 10:00～12:00 水 10:00～12:00
利 用 料	所得に応じて1割から3割		300円/1回	300円/1回
場 所	各事業所		サ高住 紫苑	東員町社会福祉協議会
利用回数	週1回または週2回		週2回まで	週2回まで
利用期間	最長12か月間		3か月間 (最長6か月間)	3か月間 (最長6か月間)
送 迎	可能		可能	可能
サービス 内 容	食事など基本的サービスや生活行為向上のための支援		認知症予防のための プログラムの提供	運動器の機能向上のため のプログラムの提供

### 現行の通所介護相当の単価

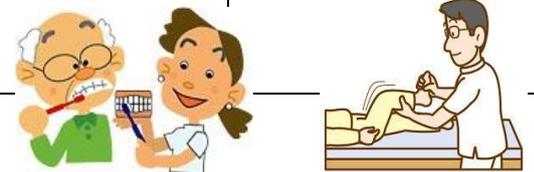
要支援1、事業対象者	436単位/回	1月につき4回まで
要支援2、事業対象者	447単位/回	1月につき8回まで

※各種加算は、介護予防通所介護の加算内容、単位数も同じ。



## ◆訪問型サービス

名 称	訪問介護	シルバー生活支援サービス	口腔機能向上	生活機能向上
	現行相当	緩和した基準によるサービス A	短期集中型サービス	
利 用 料	所得に応じて1割から3割	300円/1回	300円/1回	300円/1回
利用回数	週1回または週2回	週1回(1時間/回)	月1回まで	週1回まで
利用期間	最長12か月間	最長12か月間	3か月間 (最長6か月間)	3か月間 (最長6か月間)
サービス 内 容	生活援助 ・調理・洗濯・掃除の支援 など 身体介護 ・入浴等の介助など	生活援助 ・調理・洗濯・掃除の支援 など	歯科衛生士による口 腔機能向上のための 個別支援	理学療法士による生活 機能向上のための個別 支援



### 現行の訪問介護相当の単価

要支援1・2、事業対象者	287単位/回	1月につき12回まで
要支援1・2、事業対象者(20～45分)	179単位/回	1月につき20回まで(生活援助の場合)
要支援1・2、事業対象者(45分以上)	220単位/回	1月につき16回まで(生活援助の場合)
要支援1・2、事業対象者(短時間(20分未満))	163単位/回	1月につき22回まで(身体介護の場合)

※各種加算は、介護予防通所介護の加算内容、単位数も同じ。

【お問い合わせ先】 健康長寿課 TEL 86-2823 第1地域包括支援センター TEL 76-6000  
第2地域包括支援センター TEL 76-7771